

贈与金規定

(総 則)

第 1 条 ① 一般社団法人・日本歌謡協会（以下協会という）の会員並びに家族の慶弔に対して、祝い金・見舞金又は弔慰金をこの規定により贈与する、但し本規定は総本部に限るものとし、支部に対しての適用は及ばない。

(届 出)

第 2 条 ① この規定を適用を受けようとする場合は、会員本人又は事情を知る第3者により、事務局又は会計理事への通知によって履行される、事務局等に届出がなく、また事実把握が全く出来なかった場合は適用対象日を3ヶ月経過した場合は時効消滅するものとする。

(ご祝儀・花輪等の贈呈)

第 3 条 ① 会員教室等の歌謡大会・各支部の歌謡大会他、会員又は協会に拘わる諸団体等のイベントや慶事等に対し祝い金や花輪を贈呈することがある、金額を含めこの裁量は理事長・幹事長に委ねる。

(見舞金・弔慰金)

第 4 条 ① 会員が傷病にかかり入院した場合下記の見舞金を贈る。
1、見舞金……………¥10,000
② 会員が死亡した場合、下記香典を送ると共に、協会記名の供花を併せて贈る。
1、弔慰金……………¥10,000
③ 会員の家族の慶弔並びに①項・②項の適用・多寡を含め理事長・幹事長相談の上適応に対処する。

(謝礼・贈与金の制限)

第 5 条 ① 協会に於ける不時の多額の出費、入金 of 制約等によりこの規定に定める贈与金の支給が経理上困難な場合は、この規定を適用しない場合がある。
② 協会関係者及び部外者に対し、協会事業に関し要請依頼を行った場合その謝礼・車馬賃等はその金額を含め、理事長・幹事長にその裁量を委ねる。